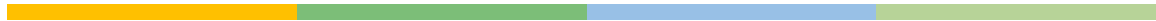
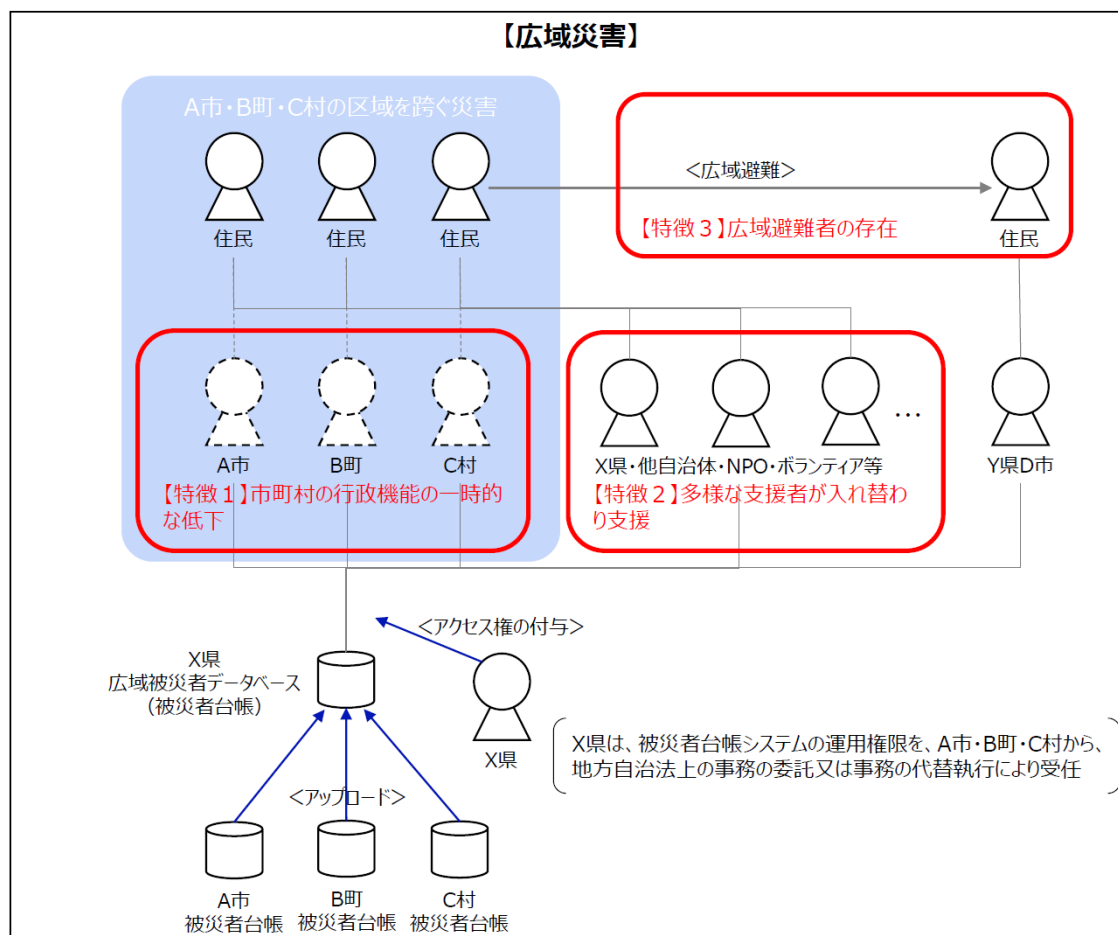
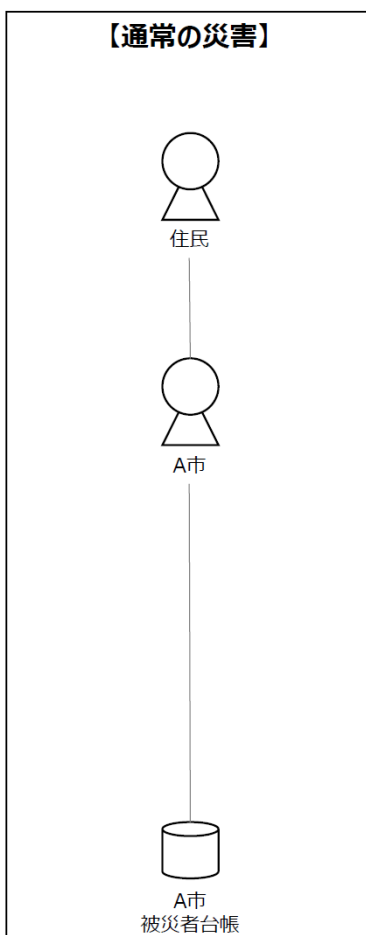


広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援 を展開するためのデジタル技術の活用 【募集要項】

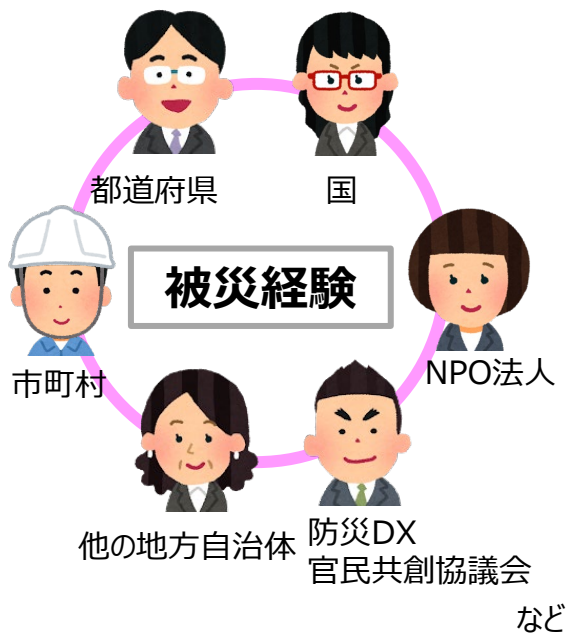


- 令和6年能登半島地震のように、市町村の区域を跨ぐ広域災害においては、通常の災害とは異なる特徴がある(下図参照)。
- このような状況でも、被災者に切れ目のない細やかな支援を行うためには、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たす必要がある。
- 都道府県が当該役割を果たすため、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる広域被災者データベースの開発等を先導的に行う都道府県を募集する。



○本プロジェクトにより得られたソリューションは、広域災害が発災した際に他の都道府県も活用できるよう、全国展開をすることを前提としているため、次の進め方を想定している。

①多様な関係者で構成する検討体制



②検討会の議論を踏まえたアジャイルな開発



※被災者支援のために必要な情報を適切に共有できるよう、個人情報の共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化することも検討

③広域被災者データベース・システムの全国展開

※仕様書（業務フロー含む）や導入手順書の提供等



1. 申請単位

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づき激甚災害に指定された災害のうち、広域災害（市町村の区域をまたがる災害をいう。以下同じ。）の被災経験を有する都道府県を募集する。

2. 選定における必須項目

（1）広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するための広域被災者データベース・システムの開発を含めたソリューションの構築

- 市町村の区域に跨る広域災害においては、通常の災害と異なり、①市町村職員も大きく被災することでその行政機能が一時的に麻痺し、限られたリソースを、本来市町村が果たすことが特に求められる役割を果たすことに集中せざるを得ない、②平時は市町村の区域外で活動する支援者が、日々入れ替わりながら被害者支援を行う頻度が高くなる、③被災者が、市町村の区域外へ広域的な避難を行う必要が発生する等の特徴が挙げられる。
- このような広域災害であっても、支援を必要とする被災者を把握し、必要とする支援を被災者に提供する、切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためには、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たす必要がある。
- 具体的には、都道府県は、市町村の機能が一定の回復を見られるまで、市町村の被災者台帳から必要なデータを受領し管理することや、多様な関係者が同一の被災者に対して行う支援の記録や共有を行えるようアクセス権を付与すること等が求められる。
- 都道府県がそのような役割を果たすために、関係者を含めたBPRを前提とした業務フローを整理するとともに、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる広域被災者データベースやその役割を果たすために必要な機能を有するシステム（以下「広域被災者データベース・システム」という。）の開発を行い、当該広域被災者データベース・システムの導入手順書の策定を求める。

（2）KPIの測定

- 本事業による効果検証として、以下に掲げるKPIについて計測し、報告すること。
 - (a) 通常の災害における被災者台帳システムを増強する項目に関するKPI
 - ① 広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、個別訪問等で収集した要配慮の被災者の情報を、支援実施担当者間で共有するために要する時間の削減割合：要配慮の被災者一人あたり3割削減
 - ② 広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、被災者が市町村の区域外へ広域避難した被災者情報を、被災元自治体と避難先自治体との間で共有するのに要する時間の削減割合：広域避難した被災者一人あたり3割削減
 - ③ 広域被災者データベース・システムを利用した被災者支援を行う職員が非常に満足した又は満足した者の割合度：基本目標値7割以上
 - (b) 都道府県が市町村に代替して被災者情報を管理する項目に関するKPI
 - ④ 広域災害において、市町村が被災者台帳システムを個別に構築運用した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間に対し、都道府県が広域被災者データベース等を構築した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間が下回ること
 - (c) 全国展開に関するKPI
 - ⑤ 開発に関わった職員のうち、申請都道府県以外の都道府県の職員が当該広域被災者データベース・システムの導入を強く希望する又は希望する者の割合：基本目標値7割以上
- なお、基準目標値以上の高い目標値を設定すること、上記の項目以外のKPIを独自に設定することは妨げない。

（3）多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用

- （1）を実現するため、多様な関係者で構成する検討体制を構築すること。
- 当該検討体制の中で検討した結果を広域被災者データベース・システムの開発に活かし、更なる課題を当該検討体制で検討をする、というサイクルを繰り返しながら、当該システムの質を高めること。
- 申請都道府県内における実施体制を記載すること。
（申請都道府県内における要員の数及びそれぞれの役割、関係する課空間の連携体制、首長等幹部のコミットメント、申請都道府県以外の他の地方自治体との連携体制等の具体の記載を求める）
- 当該実施体制には、次に掲げる者が参画すること
 - a) 都道府県のデジタル化を推進する担当の職員
 - b) 実際の災害対応、被災者支援に携わった都道府県の職員
 - c) 同一被災経験を有する複数の市町村の職員
 - d) 同一の災害対応において他の地方自治体から応援職員の派遣を受けた場合は、当該応援職員又は応援職員派遣元団体の職員（意見聴取でも可）
 - e) 同一被災経験を有しない他の地方自治体の職員（意見聴取でも可）
 - f) 広域被災者データベース・システムの開発に関して専門的知見を有するデジタル人材
 - g) 防災DX官民共創協議会
 - h) 個人情報保護に関する有識者
 - i) 国（内閣府防災、デジタル庁、デジタル行財政改革会議事務局）及びクラウド型被災者システムを運用するJ-LISの職員
- 検討会において検討すべき事項を整理して申請すること。
- 議論は原則公開とすること。

（4）個人情報共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化

- 被災者支援のために必要な情報を適切に共有できるよう、個人情報の共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化すること。

（5）ソリューションの全国展開のための工夫

- （1）のソリューションは、全国で同様の広域的な災害が発生した際に活用できるようにする等、今後、全国展開を行うことを前提に、申請団体のみが利用できるものとはせず、本事業に参加していない地方自治体でも利用が可能となるように工夫すること。特に次の点は必ず実施すること。
 - a) 他の都道府県が利用できるように、広域災害対応において必要となる業務フローを整理すること。
 - b) 広域被災者データベース・システムは、内閣府のクラウド型被災者システムその他被災者台帳システムとデータ連携を円滑に行えるものであること。

3. 選定における比較事項

(1) ソリューションの全国展開のための工夫

- 全国に展開させるための取組について具体的な記載を求め、取組に工夫が見られるものほど高く評価。

(2) 民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携

- 防災DXサービスカタログ (<https://bosai-dx.jp/>) に掲載されている民間事業者が提供する多様なアプリ等と、広域被災者データベース・システムとの連携により、被災者支援を効果的に行えるユースケースを示し、当該ユースケースで必要になるデータ連携のための仕組みを実装すること。ユースケースが多いほど高く評価。

(3) 適切なKPIの設定

- 2. (2) で示した基準目標より高い目標値を設定したものほど高く評価。また、2. (2) で示した項目以外に有意なKPIを独自に設定したものほど高く評価。

（4）多様な関係者で構成する検討体制の充実

- 広域的な災害時には多様な関係者が被災者支援に関係することから、検討体制には、申請した地方自治体以外の関係団体（NPO法人など）からも参画することを求め、参画する団体数が多いほど高く評価。
- 応援職員の派遣を受けた場合は、意見聴取を行う応援職員又は応援職員派遣団体の数が多いほど高く評価。
- 意見聴取を行う申請都道府県以外の地方自治体（応援職員派遣団体除く）の数が多いほど高く評価。
- 検討会で検討すべき事項、検討会の開催頻度等、検討会の実施計画について具体的な記載を求め、検討の内容が充実しているものほど高く評価

（5）事業実施体制の充実

- 申請都道府県内の事業実施体制が充実・具体化されているものほど高く評価。

（6）事業計画の具体性・合理性

- 開発した広域被災者データベース・システムが令和7年3月末の事業終了までに運用開始を完了するよう具体的なスケジュールの記載を求め、プロセスが充実・具体化されているものほど高く評価。
- 当該事業の事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているものほど高く評価。

- 標準仕様書となることを前提に、本ソリューションに係る仕様書（BPMNによる業務フロー、機能要件や非機能要件等）を策定すること。
- 併せて、他の地方自治体が円滑にシステム導入できるよう、関係者がシステムを導入し利用できるようにするために必要な手順を整理した導入手順書を策定すること。
- 本事業を通じて開発されたシステム、仕様書や導入手順書は、全国展開するにあたり、国において活用できるよう、実施自治体及び受託事業者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することが出来るようにすること。
なお、知的財産権等の取扱いについては、今後の全国展開の方法を議論する中で調整することとする。

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか (<input type="checkbox"/> チェックボックスへのチェックにより意思確認)
②	KPIの計測	P4 2.(2)に定めるKPIについて、基準目標値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか
③	多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用	P5 2.(3)で示した必須項目すべてを満たす体制が示されているか
④	全国展開のための工夫	全国展開のための工夫が記載されているか
⑤	成果物	P9に定める成果物の策定及びその権利の取扱いについて同意するものであるか (<input type="checkbox"/> チェックボックスへのチェックにより意思確認)

評価項目		評価基準	配点
1	事業内容		6
①	事業内容の具体性	事業内容が具体的かつ詳細に記載されているか	6
2	ソリューションの全国展開のための工夫		1 2
①	取組の工夫	全国展開のための取組について工夫が見られるか	1 2
3	民間事業者が提供するアプリ・システムとの連携		6
①	民間企業者が提供するアプリ・システムとの連携	複数のユースケースが示されているか	6
4	適切なKPIの設定		1 8
①	KPIの適切性	国が設定するKPIについて、より高い目標値を設定しているか	9
②		必須項目に定める項目以外に有意な項目をKPIとして独自に設定しているか	9

評価項目		評価基準	配点
5	多様な関係者で構成する検討体制の充実		46
①	検討体制に参画する団体の確保	検討プロセスに参画する申請都道府県以外の関係団体の数	10
②		意見聴取を予定している応援職員又は応援職員派遣元団体の数	10
③		意見聴取を予定している地方自治体（応援職員派遣元団体としてカウントした地方自治体除く）の数	10
④	検討会の実施計画の充実	検討会の実施計画が具体的かつ充実しているか	10
⑤	業務実施体制の充実	申請都道府県内の事業実施体制が充実しているか	6
6	事業計画		12
①	事業計画の妥当性	本事業で実現するソリューションの開発のためのスケジュールが具体的であり、かつ、実現可能なものとなっているか	6
②		当該事業の事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	6

事業内容

- 事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
- 成果物の開示に関する同意
- 申請地方自治体が経験した災害の概要
- 広域被災者データベース・システムのアーキテクチャ案
- 個人情報の取り扱いについて
- 全国展開への工夫
- 民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携
- 申請団体内における実施体制の整備
- 都道府県・市町村間の連携体制の整備
- 多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用
- 検討会の実施計画
- KPI必須項目
- KPI独自項目【任意・加点要件】

事業計画

- 事業計画
- 運営計画（KPI達成のための中長期スケジュール）